

京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年9月3日策定
(令和2年4月3日改訂)
京丹後市教育委員会

はじめに

京丹後市教育委員会では、平成30年7月に「教職員の働き方改革実行計画」を策定し、達成目標・取組方針を定める中で、評価指標・改善目標の達成に向け取組を進めているところです。

そうした中、労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号)により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の状況の把握義務が明確化され、原則として平成31年4月から施行されました。

また、公立学校の教育職員に関わっては、同法の趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(昭和46年法律第77号)が改正され、令和2年1月、同法第7条第1項の規定に基づく指針(公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針)が告示されました。

京丹後市では、こうした動きに対応し、各教育委員会が定める教育職員の勤務時間の上限を条例に根拠付けるとともに、新たに制定した「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則」に同指針を踏まえた上限時間を規定し、服務監督賢者の責務を明確化したところです。

京丹後市教育委員会は、新しい時代に向けた教育を推進するための持続ある学校体制を整備するため、この度、令和元年9月策定の「市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を改訂し、市立学校と連携・協働して、「教職員の働き方改革」の実現に向けた取組を一層強力に推進します。

1 趣 旨

市立学校における「教職員の働き方改革」の実現に向け、「京丹後市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則（以下「規則」という。）に基づき、市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針（以下「方針」という。）を定める。

2 方針の対象者

方針は、市立学校に勤務する教育職員（職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号）第 2 条に規定する教育職員）を対象とする。

なお、それ以外の職員については、労働基準法に定める時間外労働の規制が適用される。

○職員の給与等に関する条例（抜粋）

第 2 条

（7）教育職員 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者並びに法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）で法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という）及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律 110 号。以下「育児休業法」という。）第 18 条第 1 項又は地方公共団体の一般職任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に限る。以下同じ）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

3 勤務時間の上限の目安時間

規則第 2 条に規定する「在校等時間」を方針における勤務時間の管理の対象とした上で、市立学校の教育職員の勤務時間の上限を次のとおり設定する。

（1）上限時間の原則

- | | | |
|-------------------|----------|-------|
| ① 1 か月の時間外在校等時間※1 | 4 5 時間 | _____ |
| ② 1 年間の時間外在校等時間※2 | 3 6 0 時間 | _____ |

※1 1 日の在校等時間から規則第 2 条に定める所定の勤務時間を除いた 1 か月の合計時間

※2 1 日の在校等時間から規則第 2 条に定める所定の勤務時間を除いた 1 年間の合計時間

(2) 特例的な扱い

上記(1)を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合についても、次の時間を超えないようにすること。

①	1か月の時間外在校等時間	100時間未満
②	1年間の時間外在校等時間	720時間
③	1年のうち1か月の時間外在校等時間	45時間を超える月数 6月
④	連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの時間について、各月の時間外在校等時間の1か月当たりの平均	時間 80時間

この場合において、「臨時的な特別な事情」とは、規則第2条第2項に規定する、児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に、所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合を指す。

具体的には、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、また生じる恐れのある場合などが想定される。

そのほか、具体の事案の内容に応じて判断することとなるが、非常災害の場合や上記以外で他律性の高い業務（業務量、業務の実施時期その他の業務に関する事項を自ら決定することが困難で、学校として対応せざるを得ない責務を有する業務）が生じた場合が想定される。

4 取組方針

上記「3 勤務時間の上限時間」を最終目標として、平成30年7月4日策定の「教職員の働き方改革実行計画」に基づき、同計画に掲げた取組を着実に実行するとともに、次に掲げる更なる業務改善の取組を実行する。

○ 教職員の働き方改革実行計画

<取組方針> 5つのテーマと評価指標

- 1 学校運営・指導体制の充実・強化
- 2 部活動の適正化と教員の負担軽減
- 3 学校業務の更なる改善の推進
- 4 働き方改革に向けた校内組織体制の強化
- 5 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進
- 6 数値目標の設定による進捗管理

5 健康及び福祉を確保するための措置

教育職員の健康及び福祉を確保するため、別に定めるところにより、在校等の時間が一定時間を超えた者に対し、医師による面接指導を実施するほか、給特法第7条第1項の指針を踏まえ、その他必要な措置を講じるものとする。

6 段階的目標の設定

市立学校の教育職員の勤務実態の現状を踏まえ、段階的目標（別記1）を設定して着実に取組を進めるものとする。

7 留意事項

(1)実施期間

実施期間は5年間を目途に設定しているが、段階的目標及び働き方のルールの進捗状況等を踏まえて必要に応じてローリングする。

(2)方針の趣旨に反する行為

在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。

また、本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。

仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

別記1 段階的目標

(1) I期 (元～2年度)

段階的目標	【原則】 1か月 80時間以内100%、1か月 45時間以内 60%
働き方のルール (取組)	◆統一的取組 ※「教職員の働き方実行計画」に基づく取組の徹底 ①午後8時までの退勤を徹底 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (土日休養日の設定を厳守、複数指導体制の活用) ③週休日の振替等の徹底
	【目安】 [平日] 月60時間以内 (=3時間×20日) [土日] 月20時間以内 (=5時間×4日)

(2) II期 (3～4年度)

段階的目標	【原則】 1か月 60時間以内100%、1か月 45時間以内 80%
働き方のルール (取組)	◆統一的取組 ①午後7時30分までに退勤 (定時退勤及び可能な限り早期退勤の奨励、ノー残業デーの実施) ②部活動指導指針に基づく学校方針の遵守 (土日休養日の設定を厳守、複数指導体制の標準化) ③週休日の振替等の徹底
	【目安】 [平日] 月44時間以内 (=2.2時間×20日) [土日] 月16時間以内 (=4時間×4日)

(3) III期 (5年度)

段階的目標	【原則】 1か月 45時間以内 100%
働き方のルール (取組)	◆統一的取組の更なる徹底 ①午後7時までに退勤、②・③はII期と同じ